

ぐんま ぐらしの ニュース

2019
No.360

群馬県消費生活センター 令和元年 7月1日

今号の
お知らせ

今回は、水漏れ修理や解錠など生活に密着した「暮らしのレスキューサービス」でのトラブルについて掲載します。
裏面では、県内で開催する「借金に関する無料相談会」についてご案内します。

「暮らしのレスキューサービス」でのトラブルに注意!

相談事例 1

蛇口の水漏れに関するトラブル

「見積もり・出張無料」と書かれたチラシの事業者に見積もり依頼をした。来訪した事業者は「詳しい見積もりのため水道管の内部を見る」と蛇口を取り外し、「内部の状態もよくない。給水設備全体の交換が必要なため50万円かかる」とのことだった。「高額なのですぐには返事できない」と伝えると蛇口を取り外したまま帰り、後刻電話で工事を断ったところ、「断るなら蛇口取り外し料金2万円を支払って」と言われた。見積もりのために事業者が勝手に取り外した作業費を支払わなければならないのか。

相談事例 2

害獣駆除に関するトラブル

ネズミ駆除を事業者に依頼したが、50万円と言われただけで、見積書や契約書はもらっていない。また、作業から数日でネズミが天井を走る音が聞こえる。完全に駆除できていないのに、高額な代金を支払う必要があるか。

相談事例 3

解錠に関するトラブル

家の鍵を紛失したため、インターネットで検索した業者に電話し、金額を確認すると「1万4千円だが、追加料金がかかる場合もある」と言われた。自宅に来てもらったところ、「特殊な鍵なので5万円かかる」と言われ、料金が高額だったため作業を断ったらキャンセル料4千円を請求された。キャンセル料を支払う必要があるのか。

アドバイス

- (1) 広告や電話で説明された料金をうのみにせず、見積もりのために訪問してもらう場合には料金は発生するのか、キャンセル料が発生するのかなどを、あらかじめ確認しましょう。
- (2) 契約する場合は、複数の業者から見積もりを取り、サービス内容や料金を十分に検討しましょう。
- (3) 急を要するトラブルの発生に備えて、安心して依頼できる業者の情報を日頃から集めておきましょう。
- (4) 料金やサービス内容に納得できない場合は、きっぱりと断りましょう。



不安を感じたり、対処に困ったりした場合には、

お近くの消費生活センターに相談するか、消費者ホットライン「188 (いやや!)」番にお電話ください。

借金に関する無料相談会を開催します

借金でお悩みの方のための無料相談会を開催します。
相談は借金解決への第一歩です。ひとりで悩まずに、まずはご相談ください。

会場・日程 (令和元年度)

開催地	開催日	受付時間	会場	申込み・問い合わせ先
沼田市	8月10日 (土)	13:30~16:00	沼田市保健福祉センター (沼田市東原新町1801-72)	沼田市消費生活センター ☎0278-20-1500
県庁	8月18日 (日)	13:30~16:00	群馬県庁 昭和庁舎 35会議室 (前橋市大手町1-1-1)	群馬県消費生活センター ☎027-223-3001
みどり市	9月13日 (金)	18:00~19:30 (夜間開催)	大間々保健センター (みどり市大間々町大間々1497-1)	みどり市消費生活センター ☎0277-76-0987
高崎市	9月28日 (土)	13:30~16:00	高崎市役所 17階 171-172会議室 (高崎市高松町35番地1)	高崎市消費生活センター ☎027-327-5155
渋川市	10月7日 (月)	18:00~19:30 (夜間開催)	渋川市消費生活センター (渋川市石原6-1 渋川市役所第二庁舎1階)	渋川市消費生活センター ☎0279-22-2325
安中市	10月19日 (土)	13:30~16:00	安中市消費生活センター (安中市安中1丁目23-13)	安中市消費生活センター ☎027-382-2228
太田市	11月16日 (土)	13:30~16:00	太田市役所 南庁舎3階 大研修室 (太田市浜町2-7)	太田市消費生活センター ☎0276-30-2220
伊勢崎市	11月27日 (水)	18:00~19:30 (夜間開催)	伊勢崎市役所 本館5階 職員研修室 (伊勢崎市今泉町二丁目410)	伊勢崎市消費生活センター ☎0270-20-7300
館林市	12月7日 (土)	13:30~16:00	館林市城沼公民館 2階講堂 (館林市松原1丁目22-22)	館林市消費生活センター ☎0276-72-9002
前橋市	12月14日 (土)	13:30~16:00	前橋市消費生活センター (前橋市千代田町2丁目5番5号 シーズ・ポート108号)	前橋市消費生活センター ☎027-230-1755

- ・事前予約制となります。上記の申込み先へ一週間前までにお申し込みください。
 - ・お住まいの地域にかかわらずご希望の地域でご相談できます。相談時間は1~2時間ですが、内容によって必要な時間が変わります。
 - ・個人の借金が対象となります。
 - ・法律相談、生活再建相談、こころの悩みに対するアドバイスを受けることができます。
- ※県内消費生活センターでは随時借金に関するご相談を受け付けています。



メールマガジン「消費者ホットぐんま」のご案内

★月1~2回程度、消費者トラブルにあわないための注意喚起など、消費生活に関する情報を発信しています！登録は無料です。是非ご活用ください！



【登録方法】

件名に「メルマガ消費者申込み」と明記の上、shouhisha-hot-gunma@pref.gunma.lg.jp へ、または右記のQRコードを読み取って送信してください。

消費生活相談のご案内

☎027-223-3001
消費者ホットライン ☎188

編集・発行／群馬県生活文化スポーツ部消費生活課

群馬県消費生活センター ※日曜・祝日・年末年始は休み
〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 (昭和庁舎1階北側)
平日 9:00~17:00 (電話・来所相談に対応)
土曜 9:00~12:00 / 13:00~17:00 (電話相談のみ)

☎027-226-2281 FAX 027-223-8100